2．基準料率

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～５３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車		22,510							
原動機付自転車			16,990							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		40,270	39,710	39,140	38,580	38,010	37,450	36,880	36,320
	(ロ) 小型二輪自動車		18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680
		検査対象外車	18,050	17,840	17,630	17,420	17,210	17,000	16,800	16,590
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	29,680							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,130							

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　５２か月～４５か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車										
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車										
軽自動車	検査対象車									
	検査対象外車						19,140			
原動機付自転車							14,690			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車										
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		35,750	35,190	34,620	34,060	33,490	32,920	32,340	31,760
	(ロ) 小型二輪自動車		16,470	16,260	16,050	15,840	15,630	15,410	15,200	14,980
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	16,470	16,260	16,050	15,840	15,630	15,410	15,200	14,980
		検査対象外車	16,380	16,170	15,960	15,750	15,540	15,330	15,120	14,900
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車								
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車					24,940			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車							5,110			

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。